

障害年金の診断書（腎疾患による障害）を作成する医師の皆さまへ

平成27年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「腎疾患の障害用」（様式第120号の6-(2)）
の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「腎疾患による障害」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成27年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔主な変更点〕

1. 認定基準の見直しなどを踏まえて、検査成績を記入する項目の追加や削除を行います。
2. 「人工透析療法」や「その他の所見」欄などを見直します。

★ 変更後の様式の診断書を作成する際は、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。